**フレックスタイム制に関する労使協定書**

フレックスタイム制について、労働基準法第３２条の３の規定に基づき次のとおり協定する。

（適用対象者）

第 条　フレックスタイム制は、次の部門に属する社員に適用する。

（清算期間）

第 条　労働時間の清算期間は、毎月１日から末日に至る１ヵ月とする。

（基本労働時間）

第 条　１日の基本労働時間は８時間とする。なお有給休暇を取得した日および事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、基本労働時間を労働したものとみなす。

（契約時間）

第 条　清算期間中の契約時間は、「８時間」に「清算期間中の所定労働日数」を乗じて得られた時間とする。

（コアタイム）

第 条　コアタイムは、午前１０時から午後３時までとし、この時間帯は原則として勤務しなければならない。

1. 業務上必要がある場合には、コアタイム開始時刻の繰り上げまたは繰り下げをおこなうことがある。

（休憩時間）

第 条　休憩時間は、正午から１時間とする。休憩時間は自由に利用することができる。

（始業時間帯）

第 条　社員は、午前７時から１０時までの間の任意の時刻から始業するものとする。

（終業時間帯）

第 条　社員は、午後３時から９時までの間の任意の時刻で終業するものとする。

（適用対象外の時間）

第 条　次に掲げる時間及び日は、フレックスタイム制を適用しない。

1. 午前０～７時
2. 午後９～12時
3. 休日、夏期休暇、年末年始休暇
4. 前項に掲げる時間または日に勤務するときは、予め所属長に届け出てその許可を受けなければならない。

（超過労働時間および自己管理）

第条　清算期間中の労働時間が第4条に定める契約時間を超過したときは、超過時間を時間外労働とし、時間外労働手当を支給する。

1. 契約時間内で労働時間数が収まるよう、労働時間を自己管理することを原則とする。契約時間内に収まらないとわかった時点で上司にその旨を報告するものとする。

（不足時間）

第条　清算期間中の労働期間が第4条に定める契約時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間に繰り越すものとする。

1. 不足時間を発生させた社員は、次の清算期間において、その不足時間を解消しなければならない。

（フレックスタイム制適用の解除）

第条　次の各号の一に該当する者については、フレックスタイム制の適用を解除し、通常勤務に変更するものとする。

1. 不足時間の累計が●時間を超えるに至った者
2. １清算期間中に自己都合欠勤が３日以上に及んだ者
3. １清算期間中に３回以上コアタイム開始時刻に勤務していなかった者
4. 身勝手な行動により業務遂行を誠実におこなわないなど生産性を高める時間の使い方をしていないと上司が認めた者

（協定の有効期間）

第条　本協定は　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで有効とする。有効期間満了の30日前までに会社、労働者代表いずれかからも解除の申し込みがない時は、更に１年間有効とし、以降も同様とする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　使用者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印